

## 第5章 成果目標

### 1 平成32年度の成果目標について

---

国の指針に基づき障がいのある人の地域生活への移行や就労支援、障がいのある子どもの支援体制などについて、平成32年度の目標として、次に掲げる事項について成果目標を設定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
平成29年3月31日の施設入所者数	209人	
地域移行者数	8人	平成29年3月31日の施設入所者の3.8%で設定
施設入所者の減少見込数	4人	平成29年3月31日の施設入所者の2%で設定

#### (2) 精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度末までに、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人に対応した保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

#### (3) 地域生活支援拠点等の整備

項 目	数 値	備 考
地域生活支援拠点等の整備	1か所	北海道が定める障がい福祉圏域内の町と協議のうえ整備

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行目標

##### ①一般就労移行者数

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度の一般就労移行者数	22 人	平成 28 年度において就労移行支援を通じ、一般就労した人の数
平成 32 年度の年間一般就労者数	33 人	平成 28 年度の一般就労移行者数の 1.5 倍で設定

##### ②就労移行支援事業の利用者数

項 目	数 値	備 考
平成 29 年 3 月の就労移行支援事業利用者数	27 人	
平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数	32 人	平成 29 年 3 月の就労移行支援事業利用者数の 1.2 倍で設定

##### ③就労移行支援事業所就労移行率の向上

平成 32 年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上である事業所を全体の 5 割以上にします。

##### ④就労定着支援による職場定着率

項 目	数 値	備 考
就労定着支援による職場定着率	80%	就労定着支援による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率

#### (4) 障がいのある子どもへの支援に関する提供体制の整備

##### ① 児童発達支援センターの設置

地域における障がいのある子どもの支援体制づくりを目的とする児童発達支援センターは北網圏域では未設置となっており、設置に関しては北海道と意見交換等を行います。

##### ② 重症心身障がいの子どもの支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

項目	30年度	31年度	32年度	備考
ア 児童発達支援事業所	1か所	1か所	2か所	既に1か所確保されているが、現状充足していないことより、さらに1か所増とする。
イ 放課後等デイサービス	1か所	1か所	2か所	

##### ③ 保育所等訪問支援を利用できる体制の整備

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

##### ④ 医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けるための体制の確保

NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子どもが身近な地域で必要な支援を円滑に受けることができるよう、平成30年度末までに保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。